

10月から使える後期高齢者被保険者証を郵送します

問い合わせ…保険課医療保険係 (TEL 25-2113)

2割負担の導入に伴い10月に保険証が切り替わります。次の保険証は「もも色」です。黄色の封筒が届きますので、必ず中身を確認してください。

2割負担の考え方

今年9月30日まで

区分	割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割

今年10月1日から

区分	割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

※非課税世帯の方は1割負担です。

※2割に該当する方も、1ヶ月の窓口負担の増加額を3000円に抑える措置が適用されます。

2割負担の対象となる方

■住民税課税所得が28万円以上

※年金収入とその他の合計所得金額が200万円未満(被保険者が2人以上の世帯は収入・所得の合計が320万円未満)の方は1割負担となります。

年金生活者支援給付制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象

■老齢基礎年金を受給している人

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約472万円以下である

請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から9月初旬頃から、**請求可能な旨のお知らせを送付**します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。**令和5年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。**

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きは
お早めに!

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

▶年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

給付金専用ダイヤル

0570-05-4092 (ナビダイヤル)

年金給付金

検索



下水道工事のお知らせ

問い合わせ…下水道課建設係 (TEL 25-2203)

市では、衛生的で快適な暮らしが送れるよう、公共下水道事業を進めており、下記の箇所で下水道工事を予定しています。

また、下水道工事に先立って、水道管、ガスパの切廻し工事を予定している箇所もあります。

工事場所周辺においては、通行止め、迂回、騒音、振動など皆様の日常生活に何かとご不便、ご迷惑をおかけすることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。



▲山部・直方地区



▲古町地区



▲溝堀地区

「スマートフォンでできる市の手続き」、増加しています！

問い合わせ：企画経営課 DX 推進係 (電話：25-2218)



市では、「市役所に足を運ばなくても受けることができる行政サービスの提供の実現」に向けて、行政手続きをオンライン化する取り組みを推進しています。

「水道の使用申し込み」や「粗大ごみの申し込み」等、多くの手続きが、時間や場所を問わずスマートフォンから申請できます。

今後もオンラインでできる手続きを増やしていく予定です。

ぜひ、オンラインによる手続きをご利用ください。

※オンラインで申請可能な手続き一覧は、市ホームページよりご覧いただけます。



新たにオンラインでできるようになった手続き

- 防火管理者選任 (解任) 届出書
消防計画作成 (変更) 届出書

問い合わせ

消防本部予防課建築係
電話：25-2302



- 新型コロナワクチン接種券
(再) 発行申請

問い合わせ

健康長寿課新型コロナウイルスワクチン
接種対策係 電話：25-2290



- 就職サポートセミナーの
申し込み

問い合わせ

文化・スポーツ推進課男女共同参
画推進係 電話：25-2244



注1) 一部の手続きは、マイナンバーカードを用いての電子署名が必要です。 注2) お使いの端末や環境によっては、ご利用いただけない場合があります。